

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、遵守すべき精神的なよりどころとして「真心」を社是と定め、総合設備エンジニアリング企業として、お客様のために高度な価値を付加した生活・事業環境を創出することにより、社会の発展に貢献することを企業使命とする企業理念を定め、会社の進むべき方向を具体的に示しております。

この企業理念のもと、経営の効率性、透明性を向上させるとともに、取締役会、内部監査部門、監査役等による監督機能も強化させ、すべてのステークホルダーから信頼される企業を目指しております。

また、当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方に賛同し、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則1－2 (4)〕

当社は、インターネットによる議決権行使制度や議決権電子行使プラットフォームの利用などの議決権の電子行使を可能とするための環境を整えております。

なお、招集通知の英訳については、外国人株式保有比率を勘案しながら、実施を検討いたします。

〔補充原則3－1 (2)〕

当社は、営業パンフレット、ホームページの一部を英語で提供しておりますが、英語での情報開示について、英文アニュアルレポート等の作成を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

〔原則1－4〕

当社は、取引の維持・発展や事業展開等を勘案し、当社および当社グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断する場合に、株式を政策的に保有する方針としております。

政策保有株式については、毎年、取締役会において、個別銘柄毎に中長期的な経済合理性等を検証しております。また、継続して保有する合理性が認められないと判断した銘柄については売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めております。2019年度は、2019年7月の取締役会で検証を行い、その結果、保有の方針に合わない銘柄を売却し、その他の銘柄は継続保有することとしております。

政策保有株式に係る議決権については、当社および当社グループの中長期的な企業価値の維持・向上に資するかどうかを基準に、株主価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じる等、個別に議案の内容を精査し、行使いたします。

〔原則1－7〕

当社は、「取締役および役付執行役員と会社間の自己取引、競業取引および利益相反取引」について、取締役会規程に基づき、取締役会に付議し、承認を得ることとしております。

当社と主要株主等の関連当事者との取引については、社内規程等で定める権限に基づき決定しており、そのうち重要なものについては、取締役会規程に基づき、取締役会に付議し、承認を得ることとしております。

また、取締役会は、当該取引に関する実施状況を監視しております。

なお、主要株主等の関連当事者との取引については、有価証券報告書や計算書類の個別注記表において開示しております。

・有価証券報告書

<https://www.chudenko.co.jp/info/library/>

〔原則2－6〕

当社は、企業年金の運用が従業員の資産形成や当社の財政状態に影響を与えることを踏まえ、適切な資質を持った人材を配置するとともに、担当者の年金運用についての専門的知識を深めるため、外部セミナーへ参加させるなどの取り組みを行っております。また、定期的に運用機関および外部専門家から報告・意見を聴取するとともに、年金資産運用委員会を設置し、年金資産の管理・運用に関する事項について審議する体制としております。

〔原則3－1〕

(i) 当社では、「社是」、「企業理念」、「中電工グループ 中長期ビジョン」、「中期経営計画」を策定し公表しております。

詳細は、当社ホームページをご参照ください。

・社是・企業理念（企業使命・経営理念・行動指針）

<https://www.chudenko.co.jp/company/info/>

・中電工グループ 中長期ビジョン

https://www.chudenko.co.jp/release/images/p170428_02.pdf

・中期経営計画（2018～2020年度）

https://www.chudenko.co.jp/release/images/p180427_02.pdf

(ii) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方（基本方針）につきましては、本報告書の「Ⅰ. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iii) 当社の取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、本報告書の「Ⅱ. 1. 機関構成・組織運営に係る事項 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

また、取締役の報酬は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立役員が半数以上を占める報酬諮問委員会へ諮ったうえで、取締役会の決議により決定しております。

なお、役付執行役員の報酬も取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続に準じております。

(iv) 当社取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。その役割・責務の観点から、様々な部門での経験や経歴に応じた専門知識等をもつ取締役で構成するようバランス・多様性に配慮しております。

また、段階的に取締役の員数削減を行うなど、取締役会のより機動的な運営と効率化・活性化を図っております。

取締役および監査役候補の指名に当たっては、企業経営者にふさわしい人格・見識はもとより、これまでの経験や実績等を総合的に勘案のうえ、企業価値の継続的向上に向けてリーダーシップを発揮できることを重視しております。

提案者である代表取締役会長が取締役会へ十分な説明を行っております。

なお、取締役および監査役候補の指名に当たっては、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立役員が半数以上を占める指名諮問委員会へ諮ったうえで、取締役会の決議により決定しております。

また、解任に当たっては、職務執行における重大な法令違反や、取り組みの成果や過程が不十分で企業価値を著しく低下させるなど解任すべき事象が生じた場合に、指名諮問委員会へ諮ったうえで、取締役会の決議により決定いたします。

(v) 取締役および監査役候補者については、株主総会招集ご通知の参考書類に候補者とする理由を記載しております。

詳細は、当社ホームページの定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

・第104回定時株主総会招集ご通知

<https://www.chudenko.co.jp/info/stock/images/kabusokai.pdf>

〔補充原則4－1（1）〕

当社取締役会は、経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行っており、その範囲は取締役会規程で明確に定めております。

また、会長および社長ならびに役付執行役員と、監査役が出席する経営政策会議を開催し、取締役会に付議する事項を含め、経営に関する重要事項を協議しております。

なお、取締役会は、業務執行に関する具体的な決定を可能な範囲で代表取締役社長に委任しております。

併せて、代表取締役社長を補佐する制度として、役付執行役員・執行役員制度を採用し、執行権限を委譲することにより業務執行機能の強化と意思決定の迅速化を図り、業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行の効率化を図っております。

〔原則4－9〕

当社取締役会は、会社法に定める社外取締役および社外監査役の要件、および東京証券取引所の上場規程に基づく独立性基準を満たすことを、当社の独立性判断基準としております。

〔補充原則4－11（1）〕

当社取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。その役割・責務の観点から、様々な部門での経験や経歴に応じた専門知識等をもつ取締役で構成するようバランス・多様性に配慮しております。

また、段階的に取締役の員数削減を行うなど、取締役会のより機動的な運営と効率化・活性化を図っております。

取締役候補の指名に当たっては、企業経営者にふさわしい人格・見識はもとより、これまでの経験や実績等を総合的に勘案のうえ、企業価値の継続的向上に向けてリーダーシップを発揮できることを重視しております。

なお、当社は、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

〔補充原則4－11（2）〕

当社は、取締役・監査役に対し、その役割・責務を適切に果たすための必要な時間・労力が確保できるか確認しております。

現在、当社における取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況は、以下のとおりであります。

社外監査役 重藤隆文 中国電力株式会社 代表取締役副社長執行役員

〔補充原則4－11（3）〕

当社取締役会は、中期経営計画アクションプログラムの進捗状況の報告をはじめ、取締役の職務執行状況の報告などを四半期毎に受け、適時・適切に経営の監督を行っております。

取締役会の開催に当たっては、資料の事前送付や必要に応じて事前説明を行っており、取締役会において、社外役員から積極的なご発言をいただいております。

社外役員からのご意見については、適宜中期経営計画アクションプログラム等に反映させることにより、取締役会の監視・監督機能の強化に繋がっております。

また、会長・社長と監査役に社外取締役を加えて年1回以上の意見交換会を開催しております。

これらのことから、取締役会で議論が活発に行われており、取締役会が有効に機能していると評価しております。

〔補充原則4－14（2）〕

当社は、社内の取締役・監査役に対し、就任時に期待される役割・責務への理解を深めるため、講師を招いての研修や関連資料の提供等を行い、就任後においても必要に応じて外部機関の研修・セミナー等へ参加する機会を提供しております。

また、社外取締役・監査役に対しては、就任時に当社の歴史・事業概要や当社を取り巻く経営環境等について十分な説明を行っております。就任後においては、当社の業務内容の更なる理解に向けて、会議資料の事前配付・必要な説明を実施するとともに、様々な情報等を継続的に提供しております。

〔原則5－1〕

当社取締役会では、「IR活動への取り組みについて」を策定しており、「IR情報の開示方針」および「株主・投資家との建設的な対話に関する方針」とともにホームページに公開しております。

詳細は、当社ホームページをご参照ください。

・IR活動への取り組みについて

<https://www.chudenko.co.jp/info/policy/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
中国電力株式会社	21,892,259	39.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,417,700	4.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,804,700	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口)	1,673,900	2.98
株式会社中国銀行	1,398,619	2.49
株式会社山陰合同銀行	1,256,481	2.24
明治安田生命保険相互会社	1,129,465	2.01
株式会社広島銀行	1,036,180	1.84
株式会社山口銀行	1,000,279	1.78
中電工従業員株式投資会	986,601	1.75

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明
――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鶴 衛	その他								○			
稲本 信秀	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴 衛	○	鶴衛氏は、学校法人鶴学園の理事長兼総長を兼職しております。 当社と学校法人鶴学園との間に設備工事等の取引関係がありますが、直近5事業年度における年間平均取引額は、当該期間における当社の年間平均連結売上高の1%未満と少額であります。 同氏は、公益財団法人ヒロシマ・ピース・センター理事長および一般財団法人広島地球環境情報センター理事長を兼職しております。 当社と公益財団法人ヒロシマ・ピース・センターおよび一般財団法人広島地球環境情報センターとの間には取引関係がありません。	鶴衛氏には、学校経営者としての豊富な経験等に基づく幅広い見識を活かし、独立、公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たしていただくことを期待しております。 同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	6	0	2	2	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	0	2	2	0	2	社内取締役

「社外取締役」の委員2名は、独立社外取締役であり、「その他」の委員2名は、独立社外監査役であります。なお、委員会は、必要に応じて開催され、事務局は総務部（秘書担当）であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会で策定した監査方針・計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人から監査計画・監査結果の報告を定期的に受けるとともに、会計監査人の監査に立会い、適時に情報および意見の交換を行う等連携を深めることにより、監査品質と監査効率の向上を図っております。

さらに、監査役は、内部監査部門である考査部から考査計画・考査結果の報告を適宜受けるとともに、適時情報交換を行う等連携を深めることにより、監査品質と監査効率の向上を図っております。

なお、会計監査人と監査役、内部監査部門である考査部および社外取締役は、それぞれ定期的に面談を行っており、定期的な面談以外でも要請があれば随時面談するなど、十分な連携を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

[illegible]

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内 万博	○	竹内万博氏は、ひろぎん証券株式会社の監査役を兼職しております。 当社とひろぎん証券株式会社との間に設備工事および債券購入等の取引関係がありますが、直近5事業年度における年間平均取引額は、いずれも当該期間における当社の年間平均連結売上高の1%未満と少額であります。 同氏は、2015年6月まで株式会社広島銀行の業務執行者でした。 当社と株式会社広島銀行との間に設備工事等の取引関係がありますが、直近5事業年度における年間平均取引額は、当該期間における当社の年間平均連結売上高の1%未満と少額であります。また、当社と同行との間に預金および借入の取引関係がありますが、直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は当社の連結総資産の1%未満であります。	竹内万博氏には、企業経営者としての豊富な経験、金融に関する専門知識と経験を活かし、取締役の職務の執行を監査いただくことを期待しております。 同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。
飯岡 久美	○	----	飯岡久美氏には、弁護士としての豊富な経験と高い見識を活かし、取締役の職務の執行を監査いただくことを期待しております。 同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。
重藤 隆文		----	重藤隆文氏には、電力業界における豊富な経験と高い見識を活かし、取締役の職務の執行を監査いただくことを期待しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

また、当社は、会社法に定める社外取締役または社外監査役の要件、および東京証券取引所の上場規程に基づく独立性基準を満たすことを、当社の独立性判断基準としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

1. 業績連動型報酬について
短期的な業績向上へのインセンティブを強化するため、業績連動型報酬を導入しております。
株主総会で決議された以下の報酬額の範囲内において、一定の基準により、役職ごとの報酬額を定め、取締役会の決議により支給いたします。

連結営業利益水準	報酬額
120億円以上	230百万円以内
80億円以上～120億円未満	190百万円以内
60億円以上～ 80億円未満	155百万円以内
40億円以上～ 60億円未満	125百万円以内
20億円以上～ 40億円未満	80百万円以内
10億円以上～ 20億円未満	40百万円以内
～ 10億円未満	0

2. 譲渡制限付株式報酬について
中長期的な業績向上へのインセンティブと、株式価値向上を目指すため、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。
株主総会で決議された以下の範囲内において、一定の基準により、役職ごとの報酬額を定め、取締役会の決議により報酬相当額の譲渡制限付株式を付与いたします。

金銭報酬債権額	年額80百万円以内
譲渡制限付株式の総数	年80,000株以内

2020年6月24日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しており、既に付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行いません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、有価証券報告書および事業報告に掲載しております。
なお、取締役の員数、報酬等の総額は、以下のとおりであります。

取締役 15名 411百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- 役員報酬の基本的な考え方
 - ・職務遂行の基本的な対価として相応の報酬額とする。
 - ・企業価値の継続的向上につながる報酬体系とする。
 - ・株主をはじめとするステークホルダーに対し、わかりやすい報酬体系とする。
- 役員報酬に係る基本方針
 - 取締役報酬の基本方針
取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬・株価連動報酬により構成する。ただし、社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみ支給する。
 - ・職務遂行の基本対価として、基本報酬を支給する。
 - ・短期的な業績向上へのインセンティブを強化するため、業績連動報酬を支給する。
 - ・中長期的な業績向上へのインセンティブと、株式価値向上を目指すため、株価連動報酬を支給する。
 - 監査役報酬の基本方針
監査役報酬は、その役割を考慮し、固定報酬である基本報酬のみとする。
 - ・職務遂行の基本対価として、基本報酬を支給する。
- 個人別の報酬の額または算定方法の決定及び支給時期に関する方針
 - 取締役に関する方針
 - 基本報酬
個人別の報酬額は、役割や責務に応じて役職ごとの報酬額を定めた基準に基づき決定し、毎月現金にて支給する。
 - 業績連動報酬

連結営業利益に応じて変動する報酬制度とする。

個人別の報酬額は、連結営業利益水準の各段階において役職ごとに標準報酬額を定め、職務執行による貢献度に応じてこれを調整することと定めた基準に基づき決定し、毎年6月の取締役の任期満了後に現金にて支給する。

○株価連動報酬

譲渡制限付株式報酬を支給する。

個人別の支給株式数は、役割や責務に応じて役職ごとの株式付与相当額を定めた基準と株式の割当に係る取締役会決議日の前営業日の株価に基づき決定し、毎年、取締役就任から1カ月以内に取締役会で株式の割当決議を行い、当該決議日からさらに1カ月以内に株式を支給する。

b. 監査役に関する方針

個人別の報酬額は、役割や責務に応じて役職ごとの報酬額を定めた基準に基づき決定し、毎月現金にて支給する。

4. 個人別の報酬の支給割合の決定に関する方針

報酬が企業価値の継続的向上へのインセンティブとして有効に機能するよう、取締役（社外取締役を除く）の基本報酬と変動報酬（業績連動報酬及び株価連動報酬）の比率を「5:1～5」程度とする。

なお、社外取締役及び監査役の報酬については、基本報酬のみとする。

5. 個人別の報酬の決定方法

取締役の基本報酬及び業績連動報酬は、決定プロセスの透明性・客観性を強化するため、独立役員が半数以上を占める報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会から一任を受けた代表取締役会長及び代表取締役社長が決定する。また、株価連動報酬は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会で決定する。

監査役の基本報酬は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、監査役の協議により決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

1. 社外取締役について

取締役会事務局（総務部（秘書担当））が、年間の取締役会開催スケジュールを概ね通知するとともに、取締役会資料を事前に送付のうえ、議案の概要を適宜説明しており、取締役会欠席の場合は、議事録を基に、議事の概要を報告することとしております。

また、報道発表の内容など、会社の動きをメールなどにより、適宜情報提供しております。

なお、社外取締役には、経営幹部会議への出席や各種行事への参加および会議資料の送付など必要な情報を的確に提供する工夫を行っております。

2. 社外監査役について

監査役を補佐する専任部門として設置している監査役室が、社外監査役を含めた監査役に関する業務全般についてサポートしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
神出 亨	相談役	・公職への就任 ・経済団体等の対外活動、 社会貢献活動	常勤 報酬有	2018/6/26	1年毎の契約

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

- ・相談役の選任および報酬は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立役員が半数以上を占める指名諮問委員会、報酬諮問委員会へ諮ったうえで、取締役会の決議により決定しております。
- ・神出亨は2011年6月29日から2014年6月26日まで当社代表取締役社長を、2014年6月26日から2018年6月26日まで当社代表取締役会長を務めておりました。
- ・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社代表取締役会長の退任日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 取締役会

取締役会は、取締役11名（うち独立社外取締役2名）によって構成され、監査役出席のもと、原則として毎月1回開催し、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。なお、取締役会の機動的な運営と効率化・活性化を図るため、これまで段階的に取締役の員数削減を行っております。

また、役員候補の指名および取締役の報酬については、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、独立役員が半数以上を占める指名諮問委員会および報酬諮問委員会へ諮ることとしております。これにより、決定プロセスをより客観的で透明性の高いものとしております。さらに、事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

なお、監査役の報酬については、独立役員が半数以上を占める報酬諮問委員会へ諮ったうえで、監査役の協議により決定しております。

(2) 経営政策会議

業務執行については、可能な範囲で代表取締役社長に委任しておりますが、取締役会に付議する事項を含め、経営に関する重要事項については、会長および社長ならびに役付執行役員と、監査役が出席する経営政策会議を原則毎月1回以上開催し、協議しております。

併せて、代表取締役社長を補佐する制度として、役付執行役員・執行役員制度を採用し、執行権限を委譲することにより業務執行機能の強化と意思決定の迅速化を図り、業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定および業務執行の効率化を図っております。

(3) 内部統制委員会

内部統制については、中電工グループ一体となって適正な事業活動を推進するため、取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を決定し体制を整備しております。この基本方針に基づき、中電工グループ全体の内部統制の充実および推進を図るための基本的事項を「内部統制規程」に定めるとともに、内部統制委員会を設置しております。

内部統制委員会は、社長、企画本部長および業務本部長ならびに考査部長によって構成され、監査役出席のもと、原則として年3回開催し、内部統制の充実および推進に関する事項を審議し、その結果を経営政策会議に報告するとともに、そのうち重要な事項を取締役に付議しております。

(4) 企業倫理委員会

企業倫理については、「企業理念」の行動指針をより具現化し、従業員の行動の規範となるようまとめた「コンプライアンス方針」を制定しております。また、事業活動の公正さを確保し、株主、顧客および地域社会等からの信頼を維持・向上できるよう企業倫理推進の取り組みに関する基本的事項を「企業倫理規程」に定めるとともに、企業倫理委員会を設置しております。加えて、業務遂行上の法令違反や企業倫理上の問題点等に関する相談を受け付ける窓口として、「企業倫理ヘルプライン」を設置しております。

企業倫理委員会は、社長、副社長および業務本部長ならびに社外有識者3名によって構成され、監査役出席のもと、原則として年2回開催し、企業倫理推進に関する事項を審議し、その審議内容および審議結果を取締役に報告しております。

(5) 監査役会

監査役会は、監査役5名(うち社外監査役3名)によって構成され、監査方針・計画を策定しております。

監査役は、監査役会で策定した監査方針・計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人から監査計画・監査結果の報告を定期的に受けるとともに、会計監査人の監査に立会し、適時に情報および意見の交換を行う等連携を深めることにより、監査品質と監査効率の向上を図っております。

さらに、監査役は、内部監査部門である考査部から考査計画・考査結果の報告を適宜受けるとともに、適時情報交換を行う等連携を深めることにより、監査品質と監査効率の向上を図っております。

なお、監査役には財務・会計・法務に知見を有する方も選任しております。また、社外監査役のうち1名が女性であります。

(6) 内部監査の状況

内部監査は、考査部に専任スタッフ9名を配置し行っております。

考査部は、中期経営計画等の主旨を踏まえ、経営の効率化および業務の改善を図ることを目的とした考査計画を策定し、業務の適法性・妥当性の観点から会社業務の状況を調査し、指導・指摘した事項を社長および経営政策会議に報告しております。

また、考査部は、内部統制システムにおいて改善を要する事項について、独立的な評価を行い、「内部統制委員会」に報告することとしております。

なお、考査結果については、定期的に監査役へ報告するとともに、随時意見交換を行い、連携を図っております。

(7) 監査役監査の状況

監査役監査は、監査役会が定めた監査方針・計画に基づき、取締役の職務執行に関して行っております。また、専任スタッフ4名を配置した監査役室を設置し、監査役の職務を補助しております。

監査役は、取締役に対し定期的に、内部統制システムの整備・運用の状況について報告を求めるほか、「内部統制委員会」に出席しております。また、考査部および会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証を行うほか、適時に情報および意見の交換を行う等連携を深め、監査品質と監査効率の向上を図っております。

監査役会は、その半数以上が社外監査役であることによる独立性と常勤監査役が保有する情報収集力を有機的に組み合わせ、実効性を高めております。

(8) 会計監査の状況

会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任しております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、松嶋敦氏、平岡康治氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年を超えておりません。補助者は、公認会計士7名、その他13名であります。

また、監査役会は、会計監査人の選任手続きを通じて、会計監査人に責務の認識を促すとともに、必要に応じて情報共有を図るなど適正な監査の確保に向けて適切な対応を行っております。

なお、会計監査人と社長は、面談を定期的(年1回以上)に行うとともに、会計監査人からの要請があれば、随時面談することとしております。

(9) リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制の整備の状況について、当社は、「リスク管理規程」を定め、各部門において各種リスクの洗い出し、評価、対応策等の検討を行い、経営計画に反映して継続的にリスク管理を実践するとともに、公正な事業活動を行っていくにあたり、「すべての役員・従業員等が法令を遵守し、企業倫理、社会的責任等に基づき行動する体制」と「災害や危機を未然に防ぎ、適切に対応するための体制」を整備するため、コンプライアンス方針ならびに「企業倫理規程」および「危機管理規程」を制定しております。

また、企業活動において引き起こされた社会的事象による影響を最小限に抑え、様々な問題に的確に対応するため、「危機管理規程」および「危機管理マニュアル」を制定しております。

(10) グループ企業の業務の適正を確保するための体制整備の状況

グループ企業の業務の適正を確保するための体制整備の状況について、当社は、グループ企業統括部門である経営企画部が、グループ企業の適法かつ適正な事業活動の推進、ならびにコンプライアンス体制の整備につき、適切に指導・支援するとともに、当社が設置している「企業倫理ヘルプライン」は、グループ企業の従業員等も利用者とし、その相談・通報に的確な対応を行っております。

また、考査部は、グループ企業の監査を実施し、指導・指摘を行い、当社の監査役は、必要により、グループ企業の調査を行うとともに、グループ企業の監査役から監査に関する報告を求めています。

その他、企業グループにおけるリスク管理を推進する体制整備については、当社の関係部門が連携して適切に指導・支援を行っております。

加えて、グループ企業における重要な業務執行の決定に際して、必要により当社への協議を求め、グループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、または発生が見込まれる場合には、当社への報告を求めています。

(11) 責任限定契約の状況

当社は、社外取締役および監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外役員の構成は、社外取締役2名、社外監査役3名であります。

社外取締役2名は、独立役員であり取締役会のみならず、会長、社長および他の取締役ならびに監査役に加え、本店部長・支社長等が出席する経営幹部会議への出席などを通じて情報の共有化を図り、中立的、客観的な立場から意見を述べることにより、取締役会の活性化および経営監督機能の強化に取り組んでおります。

また、会長・社長と監査役に社外取締役を加えて年1回以上の意見交換会の開催や、常勤監査役による社外取締役への監査結果の報告などにより社外取締役の情報収集力の強化を図っております。

社外監査役は、中立的、客観的な立場のもと自ら監査を行うとともに、監査役、会計監査人および考査部の監査状況や重要な会議の内容について監査役会等を通じて情報を収集し、意見交換等を行うことにより監査を行っております。

上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の業務執行、監督機能等に加え、これら社外役員の役割や機能により、当社のコーポレート・ガバナンス体制は効果的に機能していると判断しており、現体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の1営業日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年第104回定時株主総会を、2020年6月24日(水)に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2002年第86回定時株主総会から実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2016年第100回定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	2003年第87回定時株主総会から承諾株主に招集通知を電子メールで発信するサービスを実施しております。 2017年第101回定時株主総会から招集通知の紙面大型化や2色刷り等により、視認性の向上を図っております。 また、招集通知を、法定期日の2営業日前に当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「IR情報の開示方針」を策定し、当社ホームページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上開催しております。 ＜直近の実施状況＞ 2019年11月14日(神戸市) 2019年12月11日(大阪市) 説明会には、社長、企画本部長、経営企画部長が出席し、会社概要、業績、中期経営計画、株主還元等について説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、定期的に開催しております。 ＜直近の実施状況＞ 2019年度第2四半期決算説明会(2019年11月20日) 2019年度第2四半期決算説明会には、社長、企画本部長、経営企画部長、経理部長が出席し、業績、中期経営計画、株主還元等について説明しております。 2019年度決算説明動画配信(2020年5月28日～) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2019年度決算説明会を中止し、社長が説明する動画をWeb配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主・株式情報(株主総会、定款、配当金、株主メモ等)、中電工レポート、決算短信、有価証券報告書／四半期報告書、決算説明会／会社説明会資料、株主通信(IR通信)、その他IR資料(業績・配当予想の修正に関するお知らせ等)を掲載しております。 ・IR情報 https://www.chudenko.co.jp/info/	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画本部 経営企画部IR担当において対応しております。 (IR担当役員は企画本部長、IR事務連絡責任者はIR担当課長)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業理念」の企業使命・経営姿勢・行動指針の中で、ステークホルダーに対し適切に対応していく旨を規定し、社員へ周知・徹底を図っております。 また、中国電力グループの一員として、「エネルギーグループ企業行動憲章」に定める「社会（ステークホルダーを含む）からの信頼を基盤に、持続可能な社会の実現に貢献する」という考え方を共有しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球温暖化の問題が大きく取り上げられている中、当社も地球環境の改善に貢献できるよう、2002年にISO14001を審査登録し、環境マネジメントシステムのノウハウを蓄積して積極的な努力を続けてまいりました。当社は「総合設備エンジニアリング企業」の技術を生かし、環境に配慮した製品をお勧めすることによってお客様のニーズにお応えするとともに、自社の事業活動による環境負荷を管理・低減する活動を進めております。また、地域との交流や社会貢献活動も重要な活動として積極的に取り組んでおります。
その他	<役員への女性登用> 女性の監査役を1名選任しております。 <女性活躍推進への取り組み> 当社は、女性社員の活躍推進を主要課題と位置づけ、部門横断的な検討を行うための組織として「女性活躍推進委員会」を設置しております。 また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に定める事業主行動計画を策定し、その進捗状況とともに当社ホームページ等に開示しております。 ・株式会社中電工 行動計画 https://www.chudenko.co.jp/company/women/ <多様な人材確保・活躍に向けた取り組み> 当社は、当社グループ全体での障害者雇用の確保に取り組んでおります。なかでも、当社子会社の株式会社ベリーネでは、障害者雇用の促進を図る特例子会社化を目指して、積極的に障害者雇用に取り組んでおります。 <働き方改革推進への取り組み> 当社は、働き方改革を推進し、労働生産性を高めるとともに、当社グループ全体でワーク・ライフ・バランスを実現した活力・働きがいのあるグループを目指しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

当社は、遵守すべき精神的なよりどころとして「真心」を社是と定め、総合設備エンジニアリング企業として、お客様のために高度な価値を付加した生活・事業環境を創出することにより、社会の発展に貢献することを企業使命とする企業理念を定め、会社の進むべき方向を具体的に示している。この基本方針に従って必要な組織・制度を継続的に整備するとともに、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、中電工グループ一体となって適正な事業活動を推進する。

当社の取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則毎月1回開催し、経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行が適法・適正でかつ効率的に行われているか監督する。また、役付執行役員・執行役員に対して、必要に応じて業務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- (2) 会長および社長ならびに役付執行役員と、監査役が出席する経営政策会議を原則毎月1回以上開催し、取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項を協議する。
- (3) 役付執行役員・執行役員制度を採用して、執行権限を委譲することにより業務執行機能の強化と意思決定の迅速化を図り、業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行の効率化を図る。
- (4) 取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人が法令、定款、企業理念に定めた行動指針、コンプライアンス方針および「企業倫理規程」等の諸規程を遵守するよう、コンプライアンス担当部門は、法令遵守等の教育を徹底し、推進する。
また、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置する。また、公益通報者保護法に則り、「企業倫理ヘルプライン」を設置し、相談者保護を含めた的確な対応を行う。
- (5) 財務報告の信頼性確保を目的として、財務報告に係る内部統制システム(情報技術統制を含む)を整備・運用する。
- (6) 反社会的勢力による不当要求等へ対応する組織を設置し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として排除する。
- (7) 内部監査部門は、会社の業務執行状況を監査し、指導・指摘した事項を社長に報告する。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電子文書含む)等については、「文書規程」等において、法令に定めがあるものについては少なくともその期間、法令に定めがないものについても合理的な保存期間を定め、また、「情報管理規程」において、情報の改ざん・漏洩等を防止するとともに、情報が必要なときに正しく利用できるよう、適切に保存・管理を行う。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を定め、各部門において各種リスクの洗い出し、評価、対応策の検討を行い、経営計画に反映して継続的にリスク管理を実践する。
- (2) 「危機管理規程」を定め、危機の発生によって引き起こされる影響を最小限にとどめるために、必要な防災体制ならびに緊急体制を確立し、当社事業活動を円滑かつ適切に遂行する。
- (3) 非常事態その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には、緊急体制を構築し対策本部を設置して、情報を一元的に収集・管理し、迅速かつ的確に対策を検討・実施するとともに、適時・的確に情報公開を行う。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営計画において、経営方針・目標を明確に定め、マネジメントサイクルを展開することにより、効率的な事業運営を推進する。
- (2) 組織・業務分掌・職務権限・諸制度・情報システム等を必要により見直し、効率的な業務執行が行われる体制を構築する。
- (3) 内部監査部門は、業務の効率化が推進されているかを調査し、指導・指摘した事項を社長に報告する。

企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ企業の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることを確保するための体制
 - ア) グループ企業統括部門は、グループ企業の適法かつ適正な事業活動の推進、ならびにコンプライアンス体制の整備について、適切に指導・支援を行う。
 - イ) 当社が設置する企業倫理ヘルプラインは、グループ企業からの相談・通報に的確な対応を行う。
 - ウ) 当社の内部監査部門は、グループ企業における業務の適正を確保する観点から、監査を実施し、指導・指摘した事項を社長に報告する。
 - エ) 当社の監査役は、必要により、グループ企業の調査を行うとともに、グループ企業の監査役から監査に関する報告を求め、企業グループの業務の適性確保に努める。
- (2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については、当社の関係部門が連携して適切に指導・支援を行う。
- (3) グループ企業の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア) グループ企業における重要な業務執行の決定に際して、必要により当社への協議を求める。
 - イ) グループ企業において、コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、または発生が見込まれる場合には、当社への報告を求める。

当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 取締役の指揮命令外の組織として、監査役の職務を補助する専任部門を設置し、必要な使用人を配置する。
- (2) 当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、取締役の職務の執行に係る業務の兼務をさせず、人事異動等については、監査役と事前協議を行う。
また、監査役からの当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令に従わせる。

当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人が当社の監査役へ報告をするための体制
 - ア) 取締役会をはじめ、経営政策会議等の重要会議には監査役の出席を求めるほか、取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は監査役へ定期的に職務執行状況の報告を行う。
 - イ) 取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は、法令および監査役会が定めた「監査役会規程」等に基づき、監査役および監査

役会に対して必要な事項を報告する。

- (2) グループ企業の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
グループ企業の取締役の職務の執行に関する報告やグループ企業に係る上記(1)イの報告を受けた当社の取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は、遅滞なく当社の監査役に報告を行う。
- (3) 当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役に報告をした者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行わないこととし、そのための体制を整備する。

当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査役職務に必要なことを証明した場合を除き、速やかに処理を行う。

その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と意見交換を行うために定期的に会合し、経営全般について認識を深める。
- (2) 取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は、監査役から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。また、内部監査部門は、監査役に内部監査の結果を適宜情報提供するなど、監査の実効性を高められるように協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による不当要求等へ対応する組織を設置するとともに、不当要求防止責任者を定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として排除する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

IR情報の開示方針

情報開示の基本方針

当社は、株主・投資家の皆さまを重要なステークホルダーであると認識し、金融商品取引法等の諸法令および東京証券取引所の定める適時開示規則に従い、透明性、公平性、継続性の確保に努め、投資判断に必要な企業情報を迅速に、わかりやすく開示します。

また、諸法令および適時開示規則に該当しない情報についても、投資判断に必要な企業情報は、できる限り積極的かつ公平に開示します。

情報開示の方法

適時開示規則に該当する情報については、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて開示します。

また、適時開示規則に該当しない情報についても、投資判断に必要な企業情報は、適宜、適切な方法で開示します。

インサイダー取引の未然防止

インサイダー取引については、内部者取引防止規程を制定し、情報の管理および株式等の売買等に関し必要な事項を定め、その防止を図っています。

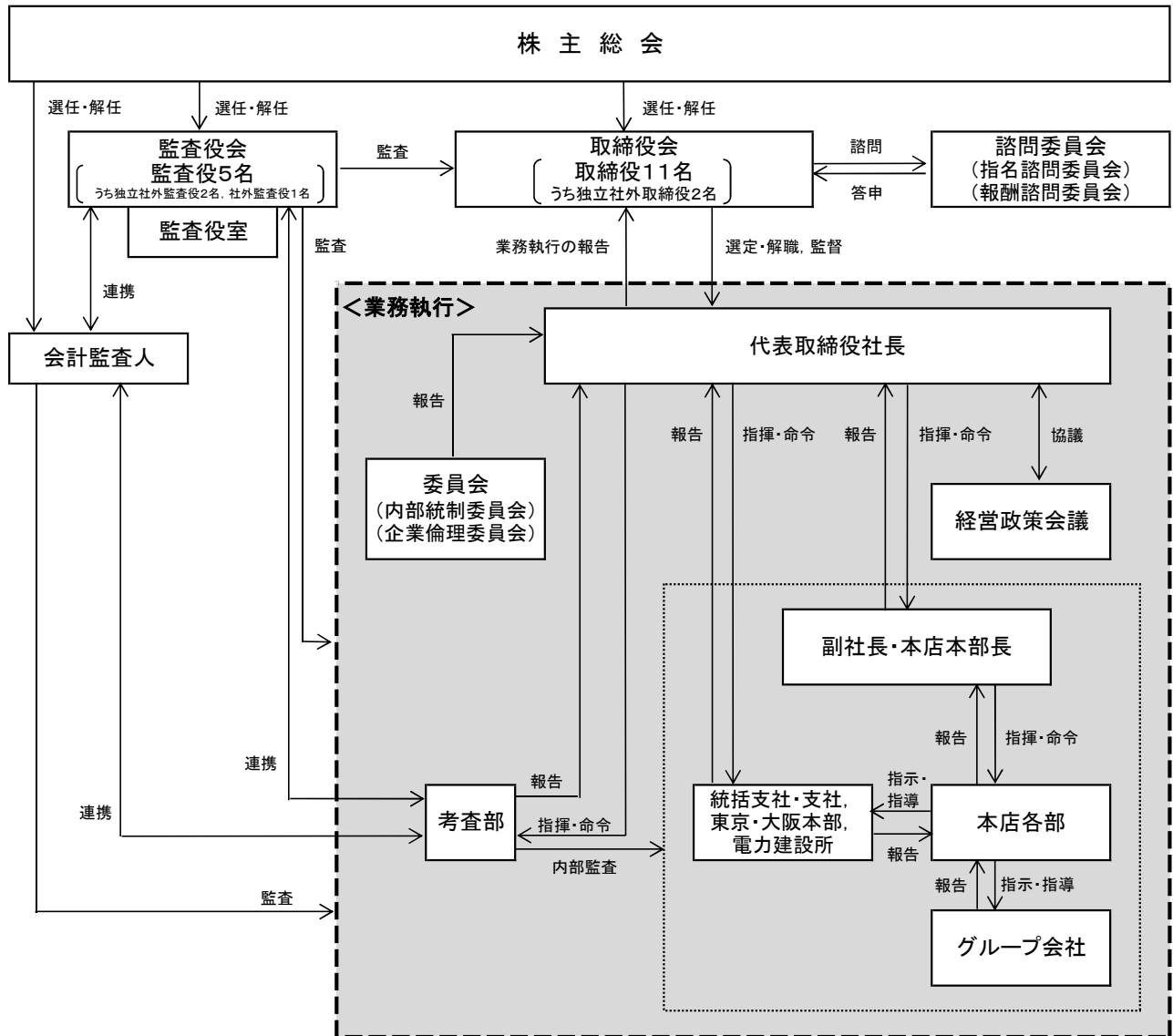
沈黙期間

当社は、決算（四半期・通期）情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としています。この期間は、決算に関連するコメントや質問への回答を控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中に業績予想が大きく変動すると見込まれる場合には、適時開示規則に従い、適宜開示します。

将来の見通しに関する事項

当社が開示する業績等の見通しは、過去の事実・その時点で入手可能な情報などに基づき一定の条件下で判断したものです。これら将来の見通しには、経済情勢、市場動向、税制や諸制度の変更等にかかわるリスクや不確実な要素を含んでいます。したがって、将来、実際に開示される業績等はこれらの種々の要因によって変動する可能性があることをご承知おきください。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要についての模式図

